

弁論の要旨

2022年2月24日

原告代理人 弁護士 佐藤博文

本訴訟を提起した理由について、簡潔に述べます。

例えば、訴状4頁末尾の「第2 本件不開示処分の違法性」1(2)で指摘した録音反訳書8点の開示する保有個人情報（部分開示）の(45)乃至(52)をみますと、「総長」の記載が開示されているので原告に対する録音反訳書らしいことは判るものの、(bh)「開示請求者以外の氏名及び職名」、(bi)「録音月日及び時間、録音概要、録音時の状況、発言内容、発言時の様子」、(bj)「録音月日、発言内容」、(bk)「録音月日及び時間、録音概要、発言内容」が不開示（黒塗り）にされております。従って、原告本人にとっては、いつ、どこで、誰を相手に、何を話したのか、内容が全く分かりません。

これでは、個人情報保護法第6条が定める正確性の確保、すなわち個人情報が不正確なまま用いられることを未然に防止するために請求者が自分の個人情報を確認でき、その結果として法27条に基づく訂正請求権などを行使することができないこととなります。

また、本件資料の大部分は、総長解任処分取消訴訟において、被告が、丙号証として黒塗りすることなく提出しています。閲覧制限（民事訴訟法92条1項）も申し立てることなく、公開されています。

このことは、個人情報開示と訴訟の立証では法の趣旨が違うとはいえ、本件の調査委員会資料が公になっても「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がないことを意味しています。

ところで、今回の不開示処分取消決定（甲3）は、次のように言います。「改めて開示請求のあった保有個人情報について検討した結果、一部については、開示請求者以外の個人の権利利益を直ちに害するおそれ及び本学の事

務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない部分があると判断し、原処分を取り消すことにいたします。」

しかし、「改めて検討した結果」が、前述したとおり実質的な全面不開示にほかならず、「一部について」見直したのはもともと不開示が明らかに違法だった部分にすぎません。これは、「部分開示」の外形をとりながら、実質的には「全部不開示」を可及的に維持したものだと言わざるをえません。

以上によりもたらされる結果は、不開示処分を形式的にリセットすることで原告の「訴えの利益」を失わせ、訴訟遂行を頓挫＝司法判断を求める権利・利益を失わせることです。このように実施機関が形式的な取消と新たな開示決定を繰り返すことは、法的強者が法的弱者に対して行なう「嫌がらせ訴訟」と同じ構造であると言わざるをえません。

憲法13条は、個人の尊厳の確保、幸福追求権の保障を定め、この中には名誉やプライバシーなど、広く人の精神的側面に関する利益が含まれ、それらを人格権あるいは人格的利益と総称し、私権として保護されます。この中には個人情報保護法等で具体化されている自己情報コントロール権も含まれます。すなわち、法人によって収集・管理・利用・提供されている自己の情報について、その内容（存否や正確性）を確認し、それにアクセスし、開示・訂正・抹消等のほか、自らの権利実現（民事等の裁判遂行等）のために利用することもできる権利もしくは利益です。

ところが、被告が行なった本件取消処分と不開示処分は、このような原告の権利もしくは利益を、意図的に、あるいは重大な過失によって侵害するものにほかなりません。

そこで、原告は、前取消訴訟を取り下げ、訴訟を提起し直すことを余儀なくされた精神的及び労力的な負担と苦痛に対する慰謝料と本訴訟遂行に要する弁護士費用を、損害として請求するものです。

以上